

感電死傷事故に関する注意喚起

令和7年6月12日
経済産業省産業保安・安全グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保にご尽力いただき、誠にありがとうございます。例年、夏季には感電による死傷事故が増加する傾向にあります。特に、令和4年度から令和6年度にかけて発生した作業員の感電死傷に関する重大事故17件のうち、二次請け以上の事業者に属する作業員の重大事故は9件を占めていることが明らかとなりました。また、同期間の第三者の過失等による感電死傷に関する重大事故7件のうち、電気設備に関する工事等以外の作業者が電線路等に接触して感電した重大事故は6件発生しております。このような重大事故においては、工事や保守点検作業（以下、「工事等」という。）の実施について、安全上必要な情報共有や安全な作業に必要な対応等がなされていなかったことが原因として挙げられます。

夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

<電気主任技術者の皆様>

設置者との連絡体制の確立

電気事業法第43条第4項に基づき、電気設備の保安監督を行う立場として、設置者との間で、電気保安に係る連絡体制や取り決めの内容を再確認していただくようお願いします。

また、電気設備に関する工事等を行わない第三者による電気工作物の近傍での作業が行われる場合には、設置者から電気主任技術者に連絡し、保安対策の必要性を確認し、当該第三者に対し注意喚起を行うことが、第三者の過失等による重大事故を防止することにつながります。このため、平時から設置者に対し、第三者への注意喚起の必要性について伝えるとともに、電気工作物の近傍での作業が発生する場合には、可能な範囲で、設置者を通じて当該第三者に対し、安全対策を周知していただきますようお願いします。

加えて、二次請け以上の事業者に属する作業員の重大事故が発生しているため、このような二次請け以上の作業員が事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う場合において、情報提供だけでなく、安全確保の観点から現場での指導・教育も含めた保安に関する指導をお願いします。

(取組例)

- ・定期点検などの機会を活用して、設置者に対し、工事等を実施する際や、電気室やキュービクルに入室する際には、必ず事前に電気主任技術者に連絡を入れるよう依頼する。
- ・電気室やキュービクルの扉などに、電気主任技術者の許可なく立ち入ることを禁止する旨を掲示する。

- ・電気保安法人等が主催する各地の研修会において、工事業者に対し、感電防止措置等について注意喚起を行う。
- ・電気設備に関する工事等を行わない第三者による電気工作物の近傍での作業が行われる際、当該第三者に対し、設置者を通じて電気工作物に係る危険源の存在や安全対策を周知する 等

別添事例集も参照ください。

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/06/kanden_jireisyu.pdf

皆様のご協力により、感電による死傷事故を未然に防ぐとともに、安全な作業環境を確保することにつながります。引き続き、電気保安の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上

【関係条文】

<電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）>

（主任技術者）

第四十三条 1～3（略）

- 4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。